NEWS
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

令和5年4月27日

鳥取県地区のタクシー運賃改定申請について

令和５年４月２０日付けで鳥取県地区の下記事業者から、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更（運賃改定）認可申請書等が提出されましたので、お知らせします。

なお、申請等のあった日から３ヶ月の期間内に、運賃変更認可申請書又は公定幅運賃（※１）の変更要請書を提出した事業者の車両数の合計が、鳥取県地区の法人事業者（※２）の全車両数（※３）の７割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

申請者（令和５年４月２０日現在）

１．法人名：日本交通株式会社
　　住　所：鳥取県鳥取市雲山２１９番地
２．法人名：鳥取自動車株式会社
　　住　所：鳥取県鳥取市雲山２１９番地
３．法人名：日ノ丸ハイヤー株式会社
　　住　所：鳥取県鳥取市古海６０１－８

運賃適用地域

鳥取県地区（鳥取県全域）

申請の概要

１．日本交通株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(３０分毎)	
	現行	申請	現行	申請	現行	申請
特定大型	1,500m 720円	1,500m 910円	242m 100円	192m 100円	4,300円	5,300円
大型	1,500m 680円	1,500m 860円	260m 100円	206m 100円	3,950円	4,930円
中型	1,500m 650円	（※4） 1,500m 780円	297m 90円	（※4） 248m 90円	3,100円	（※4） 3,760円
小型	1,500m 640円		333m 90円		2,850円	

２．鳥取自動車株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(３０分毎)	
	現行	申請	現行	申請	現行	申請
特定大型	1,500m 720円	1,500m 880円	242m 100円	198m 100円	4,300円	5,140円
大型	1,500m 680円	1,500m 830円	260m 100円	213m 100円	3,950円	4,760円
中型	1,500m 650円	（※4） 1,500m 760円	297m 90円	（※4） 254m 90円	3,100円	（※4） 3,660円
小型	1,500m 640円		333m 90円		2,850円	

３．日ノ丸ハイヤー株式会社

<table>
<tr><th rowspan="2">車種</th><th colspan="2">初乗距離・運賃</th><th colspan="2">加算距離・運賃</th><th colspan="2">時間制（３０分毎）</th></tr>
<tr><th>現行</th><th>要請</th><th>現行</th><th>要請</th><th>現行</th><th>要請</th></tr>
<tr><td>特定
大型</td><td>1,500m
720円</td><td>1,500m
850円</td><td>242m
100円</td><td>215m
１１０円</td><td>4,300円</td><td>5,290円</td></tr>
<tr><td>大型</td><td>1,500m
680円</td><td>1,500m
８００円</td><td>260m
100円</td><td>２２８m
１１０円</td><td>3,950円</td><td>4,860円</td></tr>
<tr><td>中型</td><td>1,500m
650円</td><td rowspan="2">（※4）
1,500m
７５０円</td><td>297m
90円</td><td rowspan="2">（※4）
２５３m
１００円</td><td>3,100円</td><td rowspan="2">（※4）
3,900円</td></tr>
<tr><td>小型</td><td>1,500m
640円</td><td>333m
90円</td><td>2,850円</td></tr>
</table>

※１　「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく特定地域・準特定地域におけるタクシー運賃は、国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した範囲（公定幅運賃）から事業者が選択し、届け出る制度。
※２　福祉輸送限定事業者を除く。
※３　福祉輸送限定車両を除く。
※４　中型、小型を普通に統合する。

参考

・申請受付期間
　令和５年４月２０日　～　令和５年７月１９日
・鳥取県地区における法人事業者数（令和５年４月２０日現在）
　２５事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）
・鳥取県地区における法人事業者の合計車両数（令和５年４月２０日現在）
　５４０両（福祉輸送限定車両を除く。）
・鳥取県地区の運賃改定状況
　平成２７年１１月２０日
　令 和 元 年１０月 １ 日　（消費税率改定に伴うもの）

【問い合わせ先】
鳥取運輸支局輸送・監査担当（大林・小野）
TEL:0857-22-4120
中国運輸局自動車交通部旅客第二課（石田・青山）
TEL:082-228-3450